

「国家公務員宿舎の削減計画」に基づくコスト比較等による個別検討結果及び宿舎使用料の見直しについて (平成24年11月26日公表)

- ・ 宿舎に係る歳出に概ね見合う歳入(使用料収入)を得る水準まで使用料の引上げを行う。
(注)「使用料の詳細は、引上げ実施時期が近づいた段階で、その時点の歳出・地価の動向等を踏まえて算定」、「当時の試算では、概ね2倍弱の引上げ」とされていた。
- ・ 宿舎使用料の引上げ時期については、平成26年4月から開始。
- ・ 激変緩和措置として、2年ごとに3段階で引上げを実施。

国家公務員宿舎使用料の具体的な取扱い

1. 歳出に概ね見合う使用料収入の水準

宿舎削減計画実施後(平成28年度以降)の宿舎に係る歳出に概ね見合う歳入としての使用料(宿舎及び駐車場使用料)収入は500億円程度(現行の算定方式に基づく使用料収入(300億円程度)の約1.7倍)。

(注)宿舎削減計画実施後の宿舎に係る歳出は540億円程度と見込まれるところであるが、国家公務員宿舎法第15条に基づき、借家権相当額を控除すると500億円程度となる。

2. 円滑な引上げ実施のための政策的対応

- ① 地方部(地方(※)における人口30万人未満の市町村(県庁所在地を除く))に係る宿舎使用料の引上げについて、
現行水準の1.3倍を上限。
(※)現行の基準使用料の算定において、「その他の地域」に区分されている地域。
- 地方部は、周辺民間住宅賃料が比較的安いため、使用料の大幅な引上げを行えば多くの退去者が発生する可能性。
- ② 単身赴任先の宿舎使用料水準は、概ね現行水準並に抑制。
- 単身赴任先及び赴任元の二重生活への配慮。
- ③ 災害発生時等の即応態勢を確保するため、無料宿舎制度を拡充。
- 居住の義務化を前提に、官署からの距離要件を緩和(現行「100m未満」→「概ね2km以内」:徒歩30分で官署に参集可能な都心の危機管理用宿舎並び)。

(注)上記①②の対応を行うと、使用料収入は460億円程度となる見込みであり、これは現行の使用料収入の約1.5倍。

3. 平成26年4月、28年4月、30年4月に、3分の1ずつ引上げを実施することとする(激変緩和措置)。

また、激変緩和措置の期間中、使用料引上げが公務に及ぼす影響等を把握し、必要に応じて、所要の見直しを検討する。

(参考) 見直し後（平成30年4月以降）の宿舎使用料の水準

○ 東京23区の場合

区分		新築～15年			築26年（宿舎全体の平均）			
		現行	引上げ後	引上げ額	現行	引上げ後	引上げ額	
独身用	新築～5年	12,900円	16,700円	3,800円	8,600円	13,400円	4,800円	
	5～10年	11,600円		5,100円				
	10～15年	10,500円		6,200円				
世帯用	係長補佐	新築～5年	60,000円	17,000円	27,900円	48,100円	20,200円	
		5～10年		38,400円				21,600円
		10～15年		34,800円				25,200円
	幹部	新築～5年	139,400円	47,300円	65,700円	116,300円	50,600円	
		5～10年		92,100円				55,400円
		10～15年		84,000円				61,800円

○ 地方部（人口30万人未満の市町村（県庁所在地を除く））の場合

区分		新築～15年			築26年（宿舎全体の平均）			
		現行	引上げ後	引上げ額	現行	引上げ後	引上げ額	
独身用	新築～5年	7,900円	9,400円	1,500円	3,700円	4,800円	1,100円	
	5～10年	6,600円	8,600円	2,000円				
	10～15年	5,600円	7,200円	1,600円				
世帯用	係長補佐	新築～5年	33,800円	5,200円	13,500円	17,500円	4,000円	
		5～10年		28,600円				7,200円
		10～15年		23,900円				6,000円
	幹部	新築～5年	65,400円	11,600円	27,400円	35,600円	8,200円	
		5～10年		53,800円				13,800円
		10～15年		45,700円				11,800円

○ 駐車場使用料（平面駐車場）

	現行	引上げ後	引上げ額
東京23区の場合	5,000円	15,400円	10,400円
人口30万人未満の市町村の場合	2,400円	3,300円	900円

(注1) 平成26年4月、28年4月、30年4月に3分の1ずつ引上げを実施

(注2) 百円単位で端数整理